

2026 年度第 2 回「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究 開発事業」(未来型新エネ実証制度)の公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 8 月 7 日(金)～2026 年 9 月 7 日(月)正午まで

【提出先及び提出方法】

以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDdA1MAL?wfid=a0XJ20000079v0hMAA>

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法(持参、郵送、FAX 又は E-mail 等)による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由(例:組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等)により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026 年 8 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 事業内容及び公募対象	4
(1)事業内容.....	4
(2)背景及び目的.....	5
(3) 公募対象.....	5
2. 応募要件・実施要件	7
2-1. 応募要件	7
2-2. 実施要件	9
3. 応募方法	10
(1)提出期限及び提出方法	10
(2)提出書類	13
(3)応募にあたっての留意事項.....	14
4. 秘密の保持	14
(1) 提出物の管理.....	14
(2) 個人情報の取扱い.....	15
5. 採択先の選定.....	15
(1)審査の方法.....	15
(2)採択審査委員会の審査基準.....	15
(3)採択先の公表及び通知	17
(4)選定スケジュール.....	17
6. 公募説明会の開催	17
7. 事前相談の受付.....	18
8. 補助対象費用の詳細	18
9. その他の留意事項	21
(1) 経費計上について	21
(2) 補助金の支払い	22
(3) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い.....	22
10. 成果の発表および報告等.....	22
(1) 成果報告会	22
(2) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて.....	22
11. その他重要事項・留意事項	23
12. 問い合わせ先.....	24
13. その他.....	24
【別紙】その他重要事項・留意事項.....	25
◆応募にあたっての留意事項.....	25
(1)提出書類の留意事項	25
(2)契約等に係る情報の公表・開示.....	25
(3)「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	25
(4)「国民との科学・技術対話」への対応.....	27
(5)EBPM に関する取組への協力について.....	27
(6)提出書類の情報の取り扱い.....	27

◆事業運営及び実施に係る各種手続き	28
(1)事業運営	28
(2)採択後の各種事務手続き	28
(3)大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動	29
(4)RA(リサーチアシスタント)等の雇用	29
(5)追跡調査・評価	30
◆法令遵守、研究不正への対応	30
(1)安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)	30
(2)特許出願の非公開に関する制度の留意点	31
(3)研究不正への対応	32

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」において、「未来型新エネ実証制度」を実施する予定です。本事業への応募を希望する事業者を、以下の要領に従い広く募集します。

本事業は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業や公募の内容等が変更されることがあります。

1. 事業内容及び公募対象

(1)事業内容

本事業では、技術シーズから事業化までの研究開発の段階に応じて補助を行い、新エネルギー等の導入促進・普及拡大、低炭素・脱炭素化技術の開発促進に貢献し、かつ、再生可能エネルギーの主力電源化の達成に資する研究開発を、「新エネ中小・スタートアップ支援制度」と「未来型新エネ実証制度」の2つの制度において支援します。また、新エネルギー等に関する技術シーズを有する中小・スタートアップ企業等を幅広く発掘することで、新たな技術の開発・実用化を促進し、更なる新エネルギー等の導入促進及び今後の成長分野における起業の増加、新産業の創出を目指して本事業を実施いたします。事業内容については、あわせて本公募要領とともに NEDO HP に掲載している「基本計画」等を参照してください。

今回の公募では2つの制度のうち「未来型新エネ実証制度」に係る提案を広く募集します。本事業では、再生可能エネルギーの主力電源化の達成に資する技術の早期実用化に向け、実証事業に取り組む提案を公募します。

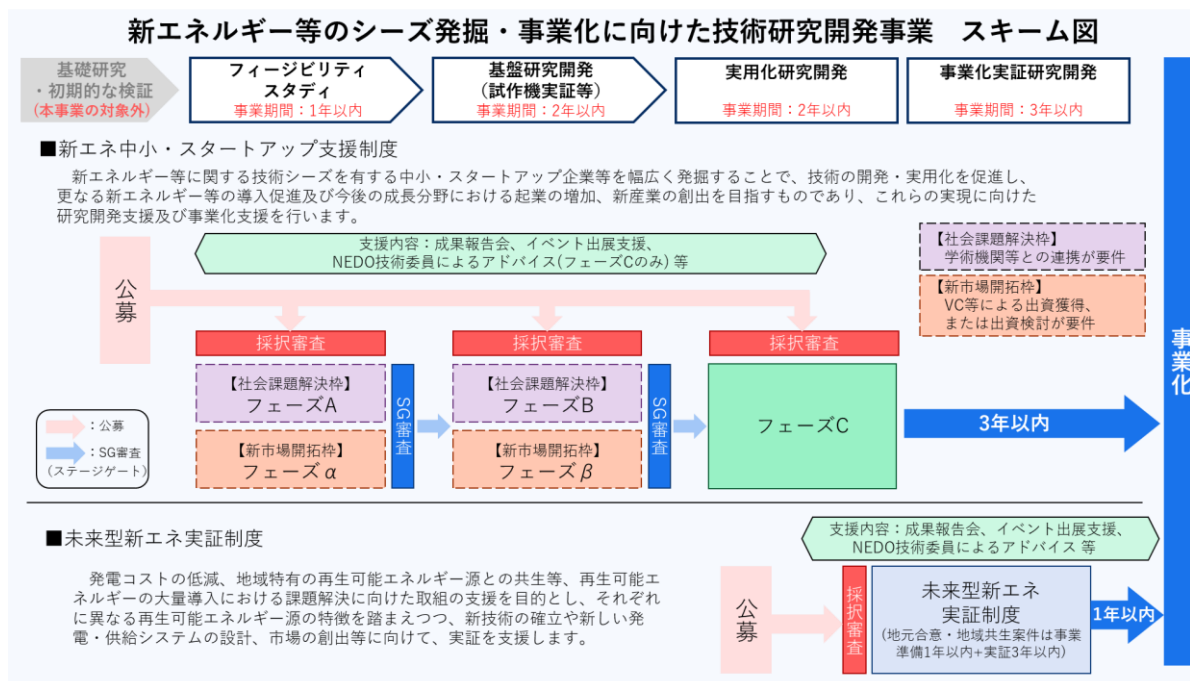


図1:スキーム図

(2)背景及び目的

エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、我々の生活に欠かすことができないものです。とりわけ、DXやGXによる電力需要増加も見込まれる中、エネルギー政策は、産業構造、産業立地に関する政策と一体で展開していく必要があります。「第7次エネルギー基本計画」(2025年2月閣議決定)においては、発電設備の建設に必要なリードタイムなどを勘案すると、エネルギー安定供給の確保に向けては、GX2040ビジョンと一体で、今から2040年に向けたエネルギー政策を展開する必要があります。その際には、S+3Eの原則の下、安全性の確保を前提に、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性と環境適合性の向上に向けて最大限取組を進めていくことが重要とされています。

再生可能エネルギーは、世界的に発電コストが急速に低減し、コスト競争力のある電源となっており、導入量が急増しています。我が国においても、2012年7月の固定価格買取制度(FIT制度)の導入以降、当時10%であった電源構成に占める再生可能エネルギー比率は2022年度には約22%にまで拡大しました。特に、我が国は、陸上の平地面積が小さく、洋上は急峻な海底地形であるなど、地理的制約がある中で、導入容量は再生可能エネルギー全体で世界第6位となるなど、導入が着実に進展しています。

今後とも、エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促します。再生可能エネルギーの主力電源化にあたっては、電力市場への統合に取り組み、系統整備や調整力の確保に伴う社会全体での統合コストの最小化を図るとともに、再生可能エネルギーの長期安定電源化に取り組みます。

併せて、福島県浜通り地域の復興・再生を図るイノベーション・コースト構想における柱と位置付けられる、エネルギー関連産業の集積を推進することも重要課題としています。

(3) 公募対象

1) 予算規模及び事業期間

本事業の予算規模及び事業期間は、以下のとおりです。

事業期間	・原則として3年以内(※1) ・地元合意を形成するための事前準備が必要な場合は、最大1年間の事前準備期間を設けます。(※2)
地元合意を形成するための事前準備にかかるNEDO負担額	2千万円以内(※2)
実証事業のNEDO負担額	3億円以内
NEDO補助率	中小企業等:2/3以内 大企業:1/2以内

(※1) 研究開発の困難性、必要な許認可・認証等の取得、避け難い事故の発生等により、特に必要と認められる場合は、実証期間の延長を認める場合があります。

(※2) 地元合意を形成するための事前準備が必要な場合、当初交付決定期間は最大1年間、当初交付決定額(NEDO負担額)は2千万円以内となります。

2)技術分野

NEDO が設定する「2026 年度技術実証課題一覧表(未来型新エネ実証制度)」において、発電コストの低減、立地制約の克服、長期安定電源化、地域特有の再生可能エネルギー源との共生等、再生可能エネルギーの大量導入に関する課題の解決に資する実証事業を実施します。

なお、支援対象とするテーマについては、エネルギー基本計画などの政策目標に照らし、政策的意義の高いものに限られます。

3)中間評価・事後評価

本事業では、事業の進捗状況、事業終了後の事業化に向けた取組の状況等を確認することを目的として、以下の評価を行います。

評価の時期	評価の種類	概要
ア. 地元合意を形成するための事前準備	事前準備状況評価(書面審査)	地元合意を形成するための事前準備を行い、NEDO からその補助を受けている事業を対象に、実証事業を開始する前までに地元合意が取れているか確認を行います。地元合意の見込みが立たないなど、実証事業を行うまでに地元合意の形成に至らなかった事業は、原則として実証事業の支援は行わないこととします。
イ. 中間段階 ①実証期間が3年以上の事業	①現地中間評価委員会	①実証期間が3年以上の事業 実証期間が3年以上の事業を対象に、2年目終了時点を目途に外部有識者による中間評価を行います。審査結果等が一定水準に満たない場合や、必要な許認可・認証等の取得等が完了していない場合には、抜本的な改善策や打開策等が事業者から提示され、それが認められない限り、原則として支援を中止いたします。
②実証期間が3年未満の事業	②現地中間技術委員会	②実証期間が3年未満の事業 実証期間が3年未満の事業を対象に、実証期間の半ばを目途に外部有識者による技術評価を行います。外部有識者の評価コメントや助言等を踏まえ、NEDO は採択事業者に対し、以降の研究開発や事業化に向けた取組等について改善を求めることがあります。
ウ. 原則として事業が終了	終了事業者評価	原則として事業が終了した翌年度に、事

了した翌年度		業期間中に得られた研究開発成果や今後の事業化に向けた計画等を評価し、審査委員からの助言等を活用いただくことを目的として、終了事業者評価を行います。
--------	--	---

2. 応募要件・実施要件

補助事業者は、次の要件を満たす、単独ないし複数で補助を希望する企業であることが必要です。

2-1. 応募要件

- ア. 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- イ. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ウ. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- エ. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- オ. 当該補助事業者が補助事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- カ. 提案分野は、NEDO が別途設定する技術実証課題に関するもの(再生可能エネルギーの大量導入に関する課題の解決に資するもの)とする。
- キ. 実施体制は中小企業等単独、複数の中小企業等または大企業と中小企業等が連携して取り組むものであること。
(ここでいう中小企業等は、本公募要領 8～9 ページに示す「中小企業」又は「中小企業としての組合等」を指し、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、NPO 法人を含まない。)
- ク. 日本国内で登記されている企業であって、本提案に係る主たる技術開発のための拠点を国内で確保できること。
- ケ. 複数事業者で提案する場合は(以下、共同提案という。)、代表となる事業者を代表提案者とし、代表提案者以外の事業者を共同提案者とします。
- コ. 事業期間終了後 1 年以内での事業化を目指す具体的な内容であること。
- サ. 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を有していること。
- シ. 事業化に当たり、具体的な知財戦略を有していること。
- ス. 実証研究を実施する場を確保していること。
- セ. 地域共生・地元合意が必要な案件については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(資源エネルギー庁 2026 年 4 月改訂)」^(※3) 等、関連するガイドライン上において必要とされる項目に基づき、実証研究開発実施前に行う地元合意を形成するための事前準備期間に相当する計画書を提出すること。
なお、地域共生・地元合意が必要な案件で、既に上記関連するガイドライン上において必要とされる項目に基づき実施すべき事項が完了している場合には、それを確認できる証憑を提出すること。

(※3) 本ガイドラインについては、以下 URL をご参照ください。

- ソ. 予め、基礎となる技術が確立されていること。
- タ. 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

なお、本事業において中小企業の定義は以下の通りです。

(ア)「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定められている下表の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社(会社法[平成 17 年法律第 86 号]第 2 条第 1 項に定められている株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)であって、みなし大企業に該当しないもの、且つ、直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないものを指します。ただし、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に再度資本金の増資や従業員数の増員を行う等、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、申請時点にさかのぼって本事業の対象外とします。

主たる事業として 営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する従業員の数
イ. 製造業その他(ロ ～ハ以外)	3 億円以下	300 人以下
ロ. 卸売業	1 億円以下	100 人以下
ハ. 小売業	5 千万円以下	50 人以下
ニ. サービス業	5 千万円以下	100 人以下

(注 1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、家族従業員、臨時の従業員を含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注 2)本事業において、「みなし大企業」とは、以下のものをいいます。

- ①発行済株式の総数又は出資総額の 2 分の 1 以上が、同一の大企業の所有に属している法人
- ②発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属している法人
- ③資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業
- ④大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人
- ⑤連結決算ベースで、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定められている上表の「資本金基準」及び「従業員基準」の双方を満たさない法人
- ⑥大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が 100%の子会社又は孫会社
- ⑦確定している(申告済の)直近過去 3 年分の各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える法人

(注 3)大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。

す。ただし、以下に該当する者については、大企業者として取り扱わないものとします。

- ①中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ②廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ③投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ④カーブアウトベンチャー^(※4)

(※4)「カーブアウトベンチャー」とは

「カーブアウトベンチャー」とは、企業の経営陣等が事業の一部を切り出し、株式保有等ある程度の利害関係を保持し続け、また、自社の支配権もある程度保持したまま外部のリスクマネーと外部の資源を取り込んで事業を行うベンチャーの一形態です。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指すものです。

以下の全ての要件を満たす企業を指します。

- ①研究者が1人以上かつ全従業員の10%以上又は試験研究費等が売上高の3%以上であること
(試験研究費等については、以下のURLの特別試験研究費としてください。)

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/tax_guideline.html

- ②未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ③公募締切日において設立10年以内の企業であること。

(イ)「中小企業としての組合等」とは、以下のいずれかに該当する組合等を指します。

- a. 産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等(技術研究組合等を含む)。
- b. aのほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用します。

(注4)「中小企業としての組合等」の場合は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①技術研究組合であって、直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であること。
- ②特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会)
- ③組合として事業遂行能力を有すること。
- ④研究者が1人以上かつ組合従業員の10%以上又は試験研究費等が事業費の3%以上であること(試験研究費等については以下のURLの特別試験研究費としてください。)

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/tax_guideline.html

2-2. 実施要件

【実施要件】

本事業は、採択後、「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」に沿って、交付申請書等を作成いただき交付決定を行います。補助事業の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する交付規程及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】補助事業の手続き: 交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

補助事業の手続き: マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】2026 年 9 月 7 日(月)正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDdA1MAL?wfid=a0XJ20000079v0hMAA2>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。

- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由(例:組織形態上、Gビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない 等)により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル(PDF、zip 等)にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を行っていますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称(共同提案の場合は、提案法人名を列記)
- ②提案の概要(300 文字以内)
- ③提案内容、手法のポイント(600 文字以内)
- ④責任者名(所属部署・職名含む)(法人毎に列記。委託事業の場合は研究開発責任者(共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む)、補助事業の場合は主任研究者)
- ⑤利害関係者(※)

(※)利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。競合関係を特定することが可能と考える提案内容のポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者(本提案における事業者の研究開発の代表者)について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例:〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 提出書類

以下の提出書類をアップロードしてください。

未来型新エネ実証制度 提案用書類リスト

以下の書類を準備し、必ずチェックリストに沿って内容を確認した上でご提出ください。

PDF ファイルは以下の番号毎に分割し、ファイル名は提出書類欄の名称としてください。(例: ②事業の要旨)

必要書類、電子データが不足している場合、または、不備がある場合は不受理とします。

○・・提出必須 △・・対象者のみ(提出任意)

資料 番号	提出書類	提出 形式	代表 提案者	共同 提案者	共同 研究先
1	提案用書類等チェックリスト	Excel	○	—	—
2	事業の要旨	PDF	○	—	—
3	別添1: 提案書	PDF	○	—	—
4	別添2: 主任研究者研究経歴書	PDF	○	○	○
5	別添3: 提案者情報	PDF	○	—	—
6	別添4: ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	PDF	△	—	—
7	別添5: 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料	PDF	△	—	—
8	別添6: 福島イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト	PDF	△	—	—
9	別添7: ユーザー候補からの推薦書	PDF	△	—	—
10	別添8: 実証設備設置に係る合意書	PDF	○	—	—
11	様式 1: 情報項目ファイル・積算表	Excel	○	—	—
12	様式 1-2: 積算表(地域共生明細)	Excel	○(※1)	—	—
13	様式 2: 財務項目ファイル(資金計画、資金繰り表、財務データ)	Excel	○(※2)	○(※2)	—
14	直近3年度分の財務諸表(※3) ・貸借対照表 ・損益計算書(製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む) ・株主(社員)資本等変動計算書	PDF	○	○	—
15	履歴事項全部証明書(一通)	PDF	○	○	—

(※1) 地元合意を形成するための事前準備が必要な場合に、提出ください。

(※2) 資料番号 13 の提出書類は、補助率 2/3 を適用する事業者のみ提出ください。

(※3) ・損益計算書は、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書も含めて提出ください。

・「株主(社員)資本等変動計算書」は、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ、提出ください

・審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。

また、提案者の財務状況によっては、追加的に委託先・共同研究先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。

【留意事項】

- (※)財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書(製造原価報告書(製造業等の場合)、販売費及び一般管理費明細書を含む)」、「株主(社員)資本等変動計算書」を含めてください。「株主(社員)資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- (※)直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 3:提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- (※)委託先・共同研究先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- (※)なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や委託先・共同研究先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- (※)法人が設立されたばかりで財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。
- (※)複数のテーマで提案をする場合、「情報項目ファイル・積算表」は、提案テーマ毎に作成してください。作成後、必ず、エクセルデータで提出してください。

(3)応募にあたっての留意事項

- ア. 同一テーマで、新エネ中小・スタートアップ支援制度との併願の形で提案することはできません。また、同一の研究開発内容で既に新エネ中小・スタートアップ支援制度に採択され、事業を推進中又は終了している場合、その事業中又は事業後の目標や成果が十分達成されていない場合等にも、提案することはできません。
- イ. 同一提案者が、複数のテーマで提案することは可能です。ただし、補助事業を実施可能な体制が適切に整備されている必要があります。
- ウ. 共同提案時は、代表提案者及び全ての共同提案者が、2-1. 応募の要件を満たし、複数の者の役割分担を明確にする必要があります。
- エ. 代表提案者の補助対象費用は、原則として、代表提案者及び全ての共同提案者全体の対象費用の50%以上とする必要があります。
- オ. 共同研究費の総額は、代表提案者及び全ての共同提案者に対する交付決定通知書に記載される補助金総額の50%未満である必要があります。
- カ. 採択に至った場合でも、補助金の交付額は審査の結果及び予算の制約等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- キ. 本事業では、事業の一部を委託することは認めていません。

4. 秘密の保持

(1) 提出物の管理

NEDO は提出された提案書について、本事業の採択審査のために用いることとし、NEDO 内で厳重に管理します。ただし、審査の実施に当たり、提出書類の写しを NEDO から審査委員に送付することがあります。なお、テーマ名、法人名、連絡先については、本事業の運営改善に資するアンケー

ト、ヒアリング等の調査に利用することがあります。

(2) 個人情報の取扱い

- ①提出物等により取得した個人情報は、審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- ②審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- ③NEDO が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- ④特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- ⑤ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

5. 採択先の選定

(1) 審査の方法

外部有識者による採択審査委員会で審査の上、その結果を踏まえ、NEDO 内の契約・交付審査委員会を経て、最終的に実施者を決定します。

必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。なお、採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 採択審査委員会の審査基準

審査基準は、以下のとおりです。ただし、以下の提案については、他項目の審査結果にかかわらず採択いたしません。

- ・選択された技術実証課題の分野における解決すべき技術実証課題の記載がないもの。(本公募要領 15 ページ、「ア. 技術審査(イ)」参照)
- ・市場ニーズや競合ビジネスに関する説明の記載がないもの。(本公募要領 16 ページ、「イ. 事業化審査(ウ)」参照)

ア. 技術審査

- (ア) テーマが、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高い技術シーズであって、基礎となる技術が確立されているか。また、実施する技術開発に新規性があり、政策的意義が高いものとなっているか。
- (イ) 技術実証の目標が、合理的な根拠と見込み顧客のニーズに基づき、具体的かつ定量的に設定されており、選択された技術実証課題の分野における解決すべき技術実証課題の記載があるか。
- (ウ) 技術実証の結果として得られる製品が具備すべき性能、仕様等が、合理的な根拠に基づき、事業化に向けて適切なものとなっているか。
- (エ) 技術実証計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、研究開発の成果が、事業期間終了後 1 年以内に実用化できる可能性が高いか。

- (オ) 代表提案者、共同提案者、共同研究先の役割分担が明確で、研究開発体制が具体的に提案されていること。また、研究開発目標を達成可能とする適切な実施体制が構築されているか。(人員のほか、設備等の研究開発環境も含む。)
- (カ) テーマが、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいのか。
※再生可能エネルギー導入量、CO₂削減量、市場創出効果(金額)等の形で、具体的な成果の予測を定量的に示されているか。
- (キ) 補助事業に要する費用が、見込まれる研究開発成果に対して経済性や効率性を考慮した適切なものとなっているか。

イ. 事業化審査

- (ア) 製品開発に必要となる特許又はノウハウを保有している、あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であるか。
- (イ) 法的規制の対応策及び知財戦略が示されていることか。
- (ウ) 市場ニーズや競合するビジネスが具体的に示されており、信頼できるものであるか。また事業化計画の内容が、市場ニーズ等を踏まえたものとなっており、競合するビジネスと比較して、優位性が高いか。
- (エ) 事業期間終了後 1 年以内に事業化を達成するためのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担等が、具体的に示されているか。また、地域共生・地元合意が必要な案件については、説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(資源エネルギー庁 2025 年 4 月改訂)等、関連するガイドライン上必要な項目に基づく実証研究開発実施前に行う地元合意を形成するための事前準備期間に相当する計画が適正であるか、もしくは、既に上記関連するガイドライン上必要な項目に基づき実施すべき事項が完了している場合には、それが確認できるか。
- (オ) 事業期間終了後 1 年程度で事業化が達成する可能性が高いことを示す事業化計画を提案しているか。
- (カ) 事業期間終了後、開発成果が社会実装された際に、投じた補助事業費用に比して、大きな収益が期待できるか。

なお、採択審査にあたり、以下①～③の要素で加点を行います。

①福島イノベーション・コースト構想

政策的観点から、「福島イノベーション・コースト構想」の対象地域で実施される提案であって、同地域への貢献度が特に見込まれる提案については、加点対象となります。

②賃上げ表明

賃上げを実施することを表明した企業等に対して採択審査段階で加点します。事業年度のタイミングによっては、賃上げの対象年度が前後することは可とします。また、共同提案者を含む提案の場合、加点対象となるのは代表提案者が表明した場合のみとします。

③ワーク・ライフ・バランス等推進 企業に関する認定

平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推

進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名(委託事業の場合の再委託先・共同実施先、補助事業の場合の委託先・共同研究先含む)、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件(予算や体制の変更、経費の支払方法 等)を付す場合があります。

(4) 選定スケジュール

2026 年 9 月 7 日: 公募締切

2026 年 10 月下旬～11 月下旬(予定): 採択審査委員会(外部有識者による審査)

2026 年 12 月上旬(予定): 契約・交付審査委員会

2026 年 12 月上旬(予定): 採択先決定

2026 年 12 月上旬(予定): ウェブサイトに公表

2027 年 2 月上旬(予定): 交付決定

6. 公募説明会の開催

本事業について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

開催日時: 2026 年 8 月 18 日(火) 13 時 30 分～14 時 30 分

開催形式: Teams オンライン

申込方法: 出席を希望する事業者は、以下登録フォームから 2026 年 8 月 17 日(月)正午までにお申し込みください。会議 URL は、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。

<https://forms.cloud.microsoft/r/W8NmAAHz0S>

7. 事前相談の受付

本公募への提案を検討されている方向けに、提案内容の公募趣旨・内容への適合性や提案にあたっての疑問点・不明点等について、事前相談を受け付けています。事前相談をご希望の方は、以下の申込期間中にお申し込みください。

申込期間:2026 年 8 月 7 日(金)10 時 00 分～2026 年 8 月 28 日(金)正午まで

申込方法:以下の問い合わせの E-mail で受け付けます。事前相談は対面あるいはオンライン(Teams)で実施させていただきます。なお、事業 HP に掲載の「事前相談様式」(或いは類似の既存資料)を事前に E-mail にて送付いただくと、スムーズに相談いただけますので、ご検討ください。

<事業 HP>

https://www.nedo.go.jp/activities/CA_00251.html

[問い合わせ先]

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

再生可能エネルギー部 シーズ発掘・事業化支援ユニット

「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」事務局

電子メール:[venture-pfg1\[*\]ml.nedo.go.jp](mailto:venture-pfg1[*]ml.nedo.go.jp)

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

8. 補助対象費用の詳細

「課題設定型産業技術開発費補助金交付規程」に定める経費項目に従います。補助の対象となる費用は、本事業のためにのみ使用される機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。本事業以外の事業でも使用するものは、補助対象外です。

なお、地元合意を形成するための事前準備期間において補助の対象となる費用は、労務費及びその他経費(地元合意を形成するための事前準備に係る経費に限ります。)のみです。

費目毎の内容は、次のとおりです。

I. 機械装置等費

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うために必要な経費

※建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や期間の目途等を確認の上、場合によっては修正を求めることがあります。

2. 機械装置等製作・購入費

補助事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費

3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として、価値を高め、又は、耐久性を増す場合)、修理(主として、現状を回復する場合)に必要な経費

※保守費の計上対象は、NEDO 委託費又は補助事業費で購入し、かつ、当該研究開発に使用するための装置に限ります。

※改造費については NEDO 委託費又は補助事業費で購入した装置等以外も計上対象となります。

Ⅱ. 労務費

1. 研究員費

補助事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費

2. 補助員費

補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(正社員も可)

※本補助事業で使用する労務費単価は、「時間単位」とします。労務費単価は、原則として健保等級から NEDO が定めるルールに基づいて算出します。健保等級適用者以外の労務費単価については、NEDO が別途定めるルールに基づいて算出します。

Ⅲ. その他経費

1. 消耗品費

補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費

2. 旅費

補助事業を実施するため、特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費

※学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示してください。

3. 外注費

補助事業の実施に必要な加工、分析、部品／ソフトウェア製作等の請負外注に係る経費

※研究開発要素がある業務は、外注することができません。

4. 諸経費

前述の 1～3 のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等

Ⅳ. 共同研究費

本事業のうち、共同研究契約等に基づき、国内の共同研究先(提案者以外の公的研究機関)が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述のⅠ～Ⅲに定める項目に準じます。

なお、学術機関等(※6)における共同研究費については、同交付規程第 6 条第 2 項に基づき、定額補助します。

ただし、学術機関等以外の共同研究機関(一般財団法人及び一般社団法人等)を共同研究先として登録する場合は補助率が適用されます。

(※6)「学術機関等」とは

国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、

国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関

① 共同研究を行う場合には、予め交付申請書に記載することが必要です。

- ② 共同研究費の総額は、代表提案者及び全ての共同提案者に対する交付決定通知書に記載される補助金総額の 50%未満である必要があります。
- ③ 共同研究費を計上する場合は、費目別の内訳を提示してください。その際、以下の A)～C)にご留意ください。
- A) 補助事業者の従業員が、共同研究機関に出向する場合には、当該出向者の労務費は、共同研究費の中で計上することはできません。
- B) 共同研究機関が購入する機械設備等、取得財産に係る費用は、共同研究費の中で計上することができますが、この場合、「当該取得財産の耐用年数の期間中は、当該取得財産を補助金の交付の目的に沿って使用する」旨の文言を、共同研究契約書に記載してください。
- C) 共同研究機関で発生する間接経費を計上可能です。間接経費率の上限は、以下のとおり、共同研究機関によって異なります。
- ・大学・国研等(国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、ならびに国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人)については、本事業の直接経費の 30%が上限となります。
 - ・大学・国研等以外の学術機関等については、本事業の直接経費の 10%が上限となります。
 - ・学術機関等以外の共同研究機関(一般財団法人及び一般社団法人等)については、間接経費を計上することはできません。
- ④ 共同研究契約を締結するに当たり、以下の A)～F)にご留意ください。
- A) 共同研究費で購入した取得財産は、以下をすべて満足する場合に限り、共同研究先の帰属となります。
- ・共同研究先が、学術機関等であること。
 - ・「共同研究契約により取得した財産は共同研究先の帰属とする」旨が、共同研究先の規約や規定で定められていること。
 - ・「共同研究契約により取得した財産は共同研究先の帰属とする」旨の文言が、共同研究契約書の中に記載されていること。
- B) 共同研究契約書の中で、以下に示す趣旨の文言を記載してください。
- ・“共同研究先”(以下「甲」という。)と“提案者”(以下「乙」という。)は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が補助する“事業名”の一環として、次の各条によって共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結するものとする。
 - ・当該取得財産の耐用年数の期間中は、当該取得財産を補助金の交付目的に沿って使用する。
 - ・本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。
- C) 補助事業者は、共同研究契約締結時に共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究機関から、予め積算内訳(支出計画)を入手しておいてください。
- D) 共同研究契約の締結は交付決定日以降とし、契約期間は補助事業期間内とします。
- E) 共同研究機関から、必ず経費発生調書又は決算報告書、収支報告書の提出を求めてください。

F) 海外機関及び国内の民間企業との共同研究については、費用計上を認められません。

9. その他の留意事項

本事業の事務手続及び経理処理は、原則として以下の URL にある「課題設定型産業技術開発費補助事業事務処理マニュアル(以下、「補助事業マニュアル」という。)」に準じますが、一部運用が異なる部分があります。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

本事業では、「補助事業マニュアル」よりも、原則として以下の内容を優先します。

(1) 経費計上について

ア. 必要理由書

機械装置等製作・購入費、諸経費(外注費、消耗品費等)で 50 万円以上(税抜)の物品等を購入する場合又は外注する場合は、発注前に NEDO へ連絡してください。当該発注が必要となる理由を「必要理由書」に記載いただき、NEDO への提出を求める場合があります。

イ. 機械装置等費

土木・建築工事費は、補助の対象が限定されています。以下の点にご留意ください。

(ア) 特殊な環境を必要としない施設整備は、対象外となります。

(イ) クリーンルームは、必要最小限に限ります。

(ウ) プラントを覆う建物は、対象外(毒物等を取り扱う場合を除く。)となります。

(エ) 撤去費の計上は、原則として、認められません。ただし、研究開発の実施において、NEDO が必要と認めるものについては、計上を認める場合があります。詳細は、NEDO 担当者にご相談ください

ウ. 労務費

「補助事業マニュアル」では、研究員(登録研究員)は、4 つに区分されていますが、本事業で労務費を計上する場合には、当該区分のうち、時間単価適用者のみ選択できます。

このうち、健保等級適用者は、必要に応じて対象者の「被保険者標準報酬決定(又は改定)通知書」の提示又は閲覧を求めることがあります。

また、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。

なお、NEDO の判断により、必要に応じ、補助先における過年度分の支払実績等を確認、考慮の上、補助事業開始時等に NEDO による確認を受けた金額を適用することとします。

エ. 計上基準

本事業では、労務費以外の計上基準は、支払ベース(実績主義)のみとし、労務費は、検収ベース(発生主義)としています。ただし、共同研究費については、検収ベースで計上することも可能です。

オ. 月次経理業務

毎月第 5 営業日を目途に、前月分までの従事日誌及び進捗報告書の提出と予算執行状況の報告を行っていただきます。

(2) 補助金の支払い

NEDO は、必要があると認めるときは、補助期間の中途に補助事業の実施に要する経費の一部を補助先に支払います。これを「概算払」といいます。

これに対し、補助期間完了後(確定検査完了後)に手続される最終の経費の支払を「精算払」といいます。

概算払は、原則として、補助事業者の支出実績額等に応じて、年間 4 回実施します。ただし、NEDO が必要と認める場合は、毎月 1 回を限度に、概算払請求を行うことも可能です。

支払い対象は、概算払を行う月の前月末迄の支出実績額分(支払いを完了したもの)に限ります。ただし労務費のみ、検収ベースで支払い対象とすることができます。

補助対象額に、補助率を乗じた金額を支払います。詳しくは、NEDO 担当者にご相談ください。

なお、外注先等へ、前渡金で支払いを終えた場合でも、成果物等の検収を終えていない場合については請求の対象とはなりませんので、ご注意ください。

また、概算払を受けるに当たり、発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる証憑類の提示を求めます。(そのほか、必要に応じて NEDO が追加資料の提示を求める可能性があります。)

(3) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い

本事業の目的は、あくまで研究開発を主眼としているため、事業期間中は、その成果品(有形、無形を問わない)を販売することは認められません。したがって、外部機関における技術評価を目的とした成果品の提供であっても、対価を得て提供すること(有償サンプルや有償デモ等)や、成果の一部を使って収入を得ることは、原則として認められません。

10. 成果の発表および報告等

(1) 成果報告会

再生可能エネルギー分野における NEDO プロジェクトの実施状況・成果等を定期的に広く一般に公開することで、産官学それぞれの分野における NEDO 事業への理解促進を図るとともに、当該技術成果の社会実装を促進させるため、毎年度、成果報告会を開催します。本事業実施事業者は、原則、成果報告会に参加していただきます。

(2) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

ア. 本事業では、報道機関その他への成果の公開や発表等については以下のとおりとします。

(ア) 本事業に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は、事前に NEDO に報告してください。特に、記者会見や、ニュースリリースについては、事前準備等に鑑み必ず公開の 3 週間前に報告してください。

(イ) 上記報告は、原則として文書や電子媒体(電子メール等)でお願いします。

(ウ) 公開や発表等の内容の調整は、NEDO と事業者の間で、両者合意のもとで協力して効果的な情報発信に努めることとします。

(エ) 公開や発表に当たっては、NEDO 事業の成果として得られたものであることを、必ず明示してください。なお、その場合には、NEDO の了解を得て、NEDO のシンボルマークを使用

することができます。発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、以下の記載例を参考にしてください。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

11. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご覧ください。

12. 問い合わせ先

本公募の内容に関するお問い合わせは、9月4日(金)までに限り、以下の連絡先まで、平日 10:00～12:00 及び 13:00～17:00 の間にご連絡ください。

問い合わせは、原則、E-mail のみで受け付けます。電話対応をご希望の場合、E-mail にお名前、電話番号、問い合わせ内容を記載のうえ、ご連絡ください。事務局より折り返しお電話をします。

[問い合わせ先]

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

再生可能エネルギー部 シーズ発掘・事業化支援ユニット

「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」事務局

電子メール: [venture-pfg1\[*\]ml.nedo.go.jp](mailto:venture-pfg1[*]ml.nedo.go.jp)

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

13. その他

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDO では、NEDO 事業に関する制度改善アンケートを随時受け付けております。以下のリンク先の NEDO ホームページ「契約案内」のページ下部「事業者アンケート」のパネルからアンケートページにお進みいただき、ご意見をお寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/keiyaku/index.html>

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 提出書類の留意事項

① 研究経歴書の提出

提案書の一部として研究経歴書を提出いただきます。様式は別添資料をご参照ください。

委託事業の場合は、研究開発全体を統括する「研究開発統括責任者候補」の研究経歴書（共同提案の場合のみ）と、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、事務処理マニュアル中に記載の「業務管理者」を想定しています。

補助事業の場合は、補助事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者である「主任研究者」について、研究経歴書を提出していただきます。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。）

(2) 契約等に係る情報の公表・開示

委託事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、委託事業・補助事業ともに外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注 1）、又は「過度の集中」（注 2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注 1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対

して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

(※)所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※))に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合、

○その他これらに準ずる場合

(※)研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ①現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ②提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

⑥今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省又はNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(4)「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の実施にあたっては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下「国民との科学・技術対話」という。)に関する講演、成果展示、情報発信等の経費の計上が可能です。

本事業において、「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

(5)EBPMに関する取組への協力について

EBPM(Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)(※)の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時まで提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記の EBPM に関する取組への協力に同意したものとみなします。

(※)政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする事です。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

(6)提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報について

は、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書(CV)については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

なお、採択決定後 e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1)事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、基本計画等に沿って、本事業を運営します。NEDO が提示する基本計画等を必ずご確認ください。

なお、事業の進捗や評価、周辺環境の変化(内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等)などの状況を踏まえ、事業内容の見直しや事業を中止する場合があります。

②知財・データマネジメント

本事業の実施によって得られた知的財産権等の研究成果は、補助先に帰属します。

また、データマネジメントとして、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和 3 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議)を踏まえ、研究開発により生じたデータのうち管理対象データとしたものについては、データマネジメントプランの策定、メタデータの付与等を各事業者においてご対応いただくようお願いいたします。NEDO 事業で指定するデータマネジメントプランの様式、メタデータの様式については以下に掲載しています。

【参考】NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントについて

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(2)採択後の各種事務手続き

①NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、G ビズ ID を用いた利用申請若しくは利用申請書の提出が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

②府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録手続き

採択された事業者におかれては、NEDO からの案内に従い、契約締結・交付決定前までに必ず e-Rad 上で応募情報を入力・申請いただきます。e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及

び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、所属機関が未登録の場合は、公募期間中に事前に所属機関の登録手続きを行うなど、余裕をもって登録手続きを行っていただくことを推奨いたします。

共同提案の場合には、代表者となる事業者がまとめて e-Rad 上で登録作業を行っていただきます。この場合、その他の事業者についても研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。入力にあたっては、以下リンクの「NEDO 事業実施の際の e-Rad の手続きについて」の情報をご確認ください。

その他 e-Rad については、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業における e-Rad の手続きについて

https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

③資産の取り扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は、補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

④企業化状況報告書及び収益納付

採択された事業にあつては、補助事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5 年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。企業化状況報告書の提出は交付にあつての条件となりますので、フォローアップ対応の体制を確保するとともに、確実なご対応をお願いします。また、補助事業の成果を踏まえた当該補助事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

また補助事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(3)大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約又は交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満(40 歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書にあらかじめその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(4)RA(リサーチアシスタント)等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員

費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結又は交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第 6 期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(5) 追跡調査・評価

事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。詳細については、以下ウェブサイトをご覧ください。

【参考】追跡調査・評価の概要

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という)に基づき輸出管理(※)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表第 1 に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合)に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型(※)に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

(※) 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※)。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

(※) 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、こ
こでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出
又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理
体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・安全保障貿易管理(全般) <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)
- ・一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・安全保障貿易ガイダンス(入門編)
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

(2) 特許出願の非公開に関する制度の留意点

a. 特許出願の非公開に関する制度

事業者は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「経済安全保障推進法」という。)に基づく特許出願の非公開制度(令和 6 年 5 月 1 日施行)において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

- ・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報について開示の禁止及び厳格な管理が求められます(経済安全保障推進法第 74 条及び第 75 条)。
- ・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願(PCT 出願を含む)が禁止されます(経済安全保障推進法第 78 条)。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧ください。

【参考】特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

b. 同制度に伴う NEDO への技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則として NEDO に提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

- ・当該特許出願が本制度による保全指定中
- ・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く)
- ・当該特許出願が内閣府による保全審査中
- ・特許出願を予定している技術情報(ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く)

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等から NEDO が求めた場合には、NEDO が指定する方法で提示する必要があります。

(3) 研究不正への対応

① 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。(※1))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。(※2))に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください: 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください: NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について
- 本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。（※1））及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

（※2）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口
NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

（電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

E-mail: [helpdesk-2\[*\]ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2[*]ml.nedo.go.jp)

E-mail は上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください

ウェブサイト: https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

【ご案内】SBIR 制度による支援措置について

本事業は、SBIR 制度の「2026 年度特定新技術補助金等」として指定される予定のものです。本事業の補助先のうち、中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、各種支援措置を受けることができます。なお、支援措置のご利用に当たっては、個別の支援措置ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

SBIR 制度とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づき、中小企業者等の新技術を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業者等による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

支援措置の概要は、以下をご参照ください。

<https://www.csti-startup-policy.go.jp/>